

古代エジプトにおいて墓地管理はどのようなものであったか？

西村 洋子

序文

「しかし、これに対して悪しき事をなし、あらゆる有害な事をなし、その中に記されたものを消すいかなる者たちも、裁きのなされる場所で、それについて、裁きの主である大いなる神によつて裁かれるであろう¹」。これは古王国第六王朝デシヤシエの州長官インティの墓に記された警告文である。墓を傷つけようとする者に対する一種の脅しであるが、このような警告文はどれほどの効果を持っていたのだろうか。ただし魔術的な効果を問題にしようというのではない。法的な効果を問うているのである。王朝時代王墓を暴いた者が重罪に処せられたことは、ラムセス時代の墓泥棒の裁判記録から明らかである²。しかし私人墓の場合

はどうであったのだろうか。また一般に墓地の管理はどのような行われていたのだろうか。警告文は王墓に見られることはなく、私人墓にのみ見られるが、これは王朝時代の法制度の限界が、私人墓を守るために警告文を記させる動機となったということだろうか。それとも王朝時代において王墓であろうと私人墓であろうと墓を傷つけた者は厳しく罰せられたのだろうか。そこで、本稿では古代エジプトにおいて墓地の管理がどのように行われ、犯罪者たちに対してどのような法的措置が取られたのかを探ってみたい。

第一章 研究史

呪いの定式文についてはすでに二つの研究がある。一つ

はスコット・モーシャウザー氏の研究¹⁾で、もう一つはカトリナ・ノルド女史の研究である。

モーシャウザー氏は古王国第五王朝からプトレマイオス王朝までの呪いの定式文の内容を考察した。その結果次のような結論を述べている。定式文が初めて登場したとき、その内容は現世の法廷の概念に基づいていた。第一中間期には法廷よりも罰に重点が移り、その内容が定式化した。中王国に神々による罰が導入され、以後プトレマイオス時代に至るまで、違反者は王と神々の両方から罰を受けると脅された。第三中間期には定式文は神託の形で全盛期を迎える。しかし彼は定式文で言及された罰が実際の法制度における刑罰を代表しているとまでは言わない。なぜならそれは犯罪者の行為に対する抑止力を高めるために故意に恐ろしげに書かれているからである。古代エジプト人は法制度の限界を認識し、多くの犯罪者が告発を免れていたことに心を痛めていた。特にマアトの概念(宇宙創造神によって創り出された宇宙全体の秩序)によって法と社会秩序が守られていることを誇りにした社会では、罰せられない犯罪者の存在は非常に重要な倫理的問題を引き起こした。そこで彼らは法と倫理の両面で個人が責任を負うシステムを

創り出した。従って彼らにとつて呪いの定式文の使用とその発展は実際的なものであった。それは彼らがマアトの絶対性とその維持の重要性を強く信じていたことの現れであった。このように、彼は法制度の限界が呪いの定式文を使用させるようになった原因であると考えている。

ノルド女史は、呪いの定式文を祝福の定式文とセットにして、書記達の伝統の中でその役割について考察している。彼女は著書の第三章で呪いの定式文の効果について次のように述べている。まず第一に、呪いの定式文を含めて墓碑銘全体が勤勉な書記達にとつて優れた教科書であり、恐怖の対象ではなかった。書記達はヒエログリフに関するより豊かな知識を求めてそれぞれの墓碑銘をじっくりと読み、その墓を訪れた証拠に自分の名前を書き残して行つた。第二に、呪いの定式文は、墓碑銘に限らず、勅令、奉献碑、境界碑、国際的な平和条約など、さまざまな場面で日常習慣的に用いられていた。いわば法令の罰則規定のようなものであった。第三に、古代エジプト人は創造神を中心とする神々の支配力とアク(正式な葬儀と埋葬によって永遠不滅となった死者の霊)となった死者が生者に及ぼしうる影響力を強く信じていた。そのような力は犯罪者が後悔して、

再びマアトに則った生活に戻るまで、彼を苦しめ続け、彼はいかなる手段を講じてもその力から逃れることはできないとされた。従って、呪いの定式文の効果を信じる者もいれば、信じない者もあり、必ずしも墓の破壊行為を止めることはできなかった。つまり、彼女もまた呪いの定式文は法制度の限界を補うものだったと考えている。

さて、ヤン・アスマン氏が彼の著書で述べているように、⁵⁵墓は故人の知識の集大成であり、故人の記念碑的著作である。すると墓を傷つけることは、現代の私たちの感覚では著作物棄損ということになってしまう。墓の破壊行為は故人の来世での生存を脅かす重犯罪ととらえるのと、著作物棄損程度の犯罪ととらえるのでは、犯罪者に対する刑罰の程度が異なってくるのは当然であるが、一体古代エジプト人はどちらにとらえていたのだろうか。また、著作物棄損程度の犯罪ととらえていたとするならば、なぜ彼らはいまだに効果のない警告文を何千年も使用し続けたのだろうか。呪いの定式文には古代エジプトの法制史上の重要性はまったくないのだろうか。

これに対して、ハルコ・ウイレム氏は彼の論文において、⁵⁶呪いの定式文が単なる脅しではなく、墓を傷つけた者には

実際に厳しい処罰、すなわち死刑が科せられたと考える。彼はまず第一中間期のモアツラの州侯アンクティフィの墓碑銘に記された呪いの定式文を英訳し、注釈する。それによると、アンクティフィの墓を傷つける者は、しばしばホルス神と同一視されるヘメン神の祭礼で腕を切り落とされ、捧げられる、と警告されている。彼は、同時代の史料から、犯罪者が処刑された後、その腕が雄牛の前脚やガチヨウなどのように燔祭として神に捧げられた、と推測する。彼が挙げた同時代史料には、犯罪者はその子供達とともに処刑された後、身体を焼かれ、埋葬されずに、地面に投げ捨てられると警告しているもの、⁵⁷裁判にかけられた後、首を切断されると警告しているもの、⁵⁸他の犯罪者たちと一緒に身体を焼かれると警告しているもの、⁵⁹王の処刑台で死ぬとか死刑執行人の手にかかって死ぬと警告しているもの、⁶⁰当局に通告された後法律に従って身体を焼かれると警告しているものなどがある。そのため墓地や神殿などの聖域は中央政府の管轄下にあつたのではないか、さらに下ヌビアのグラフィティにさえ同様な呪いの定式文が見られることから、どんなに辺境の地であっても、同じく中央政府の管轄下にあつたのではないかと推測している。もし彼の推測

が正しければ、呪いの定式文は単なる脅しではなく、実効性を伴ったものだったと言えるだろう。彼の推測を裏付けるのに役立つような墓地管理に関する官職称号や公的機関名があるかどうか、後章で考察したい。

ウィレム氏はまた、呪詛テクストで言及されたエジプト人たちは処刑直後に名前を記載されたと論じるポーズナーの論文¹²と、第三中間期にヘリオポリスのムット女神の祭壇で逆逆者とみなされた人々が焼かれたという証拠を提示するヨヨットの論文¹³を紹介しながら、儀式での逆逆者の処刑は太陽神ラーの敵アポピもしくはオシリス神の敵セトを退治するという神話の形を取っているけれども、実際に公開処刑された人々が存在したことを示している、と論じている。彼は結論において、アंकティフィの呪いの定式文に見られるような儀式での公開処刑は、新王国以前の第一中間期と中王国にも頻繁に行われたこと、墓地や神殿などに対する犯罪は宇宙の秩序であるマアトを乱すことと同一視されたため、犯罪者は神々の儀式において逆逆者として公開処刑されたこと、呪いの定式文は決して犯罪者が来世で裁かれることへの希望を表現したものではないことを述べている。

以上が呪いの定式文に関する研究史である。古王国・中王国には王のピラミッド都市が勅令によって保護されていたことが知られているが、地方であろうと私人墓であろうと墓地はすべて中央政府の保護・管理下にあったのか、墓荒らしがどのような刑罰を受けるのに値するのかについて、もっと詳しく知りたいところである。デイヴィッド・ロートン氏は彼の論文¹⁴において、古代エジプトの成文法は当時のどの文化の法典よりも現代の制定法に似ており、はるかに広範囲で詳細であったように思われる、と述べている。呪いの定式文はそのような法制度を背景に実質的な効力を持つていたのではあるまいか。次章では具体的に史料を一つ一つ考察する。

第二章 史料考察

まずラムセス時代の墓泥棒の裁判記録を、マクドローウェル女史の研究¹⁵に基づいて考察する。ピート氏の第一グループ (P. Abbott, P. Leopold/Amherst, P. BM10054) において、墓泥棒の容疑者たちが告発されるが、彼らの調査において、東テーベ市長と二人の墓地の書記たちが盗掘の事実を暴こ

うとするのに対し、宰相と西ターベ市長と墓地職員全員がそれを隠そうとしたことが記録されている。ある日宰相たちに告発がなされ、ラムセス九世治世一六年氾濫季三月一八日に西ターベ市長を筆頭とする調査団が派遣される。調査団は王家の谷を除くすべての王墓と私人墓を視察し、その結果第一七王朝のソベクエムサフ王墓と二人のアメンの歌手たちの墓、さらに複数の私人墓が盗掘されていることが判明する。調査結果は容疑者リストとともに同日宰相たちに送られ、容疑者たちは逮捕・投獄される。翌日宰相たちが容疑者たちを尋問し、さらに彼らの証言を裏付けるために彼らに盗掘した墓へ案内させる。調査報告は同日デルタのペル・ラムセスにいる王の下に送られる。しかし話はこれで終わらず、さらなる展開を見せる。同日すなわち一九日宰相たちはイシス妃の墓を盗掘した疑いで西ターベ市長に告発された銅細工師を連れて王妃の谷を訪れ、墓が無傷であることを確認する。ピート氏の指摘を考慮すると、これは墓地の管理責任を問われた西ターベ市長と墓地職員たちの名誉回復のための狂言と思われる。その夜墓地職員全員が東ターベ市長宅までデモ行進する。それに対して東ターベ市長は、王に報告しようとしていた一件、すなわち

墓地の二人の書記が墓地職員たちを盗掘に協力していた容疑で告発したことを、暴露する。翌日西ターベ市長は二人の書記が宰相にはなく東ターベ市長に告発したことについて宰相に不満を述べる。二一日銅細工師の裁判が行われ、宰相たちは東ターベ市長の告発をうやむやにしようとする。翌日二二日に大評議会が開かれ、有罪が明らかになった三人の容疑者たちがアメン神官長に引き渡される。大評議会はアメン神官長に逃亡した残りの犯罪者たちを捕らえ、王による刑罰の決定がなされるまで、彼ら全員を投獄するよう指示する。彼らの刑罰は後の史料から死刑であったことが推察される。すなわち、ある犯罪者は「ゲベレインの墓の故に彼らに私を殺させて下さい。それらは私が入った墓です。」と言い、(P.BM10052 8, 5) ある容疑者は「私はカエムワセトの時代に泥棒たちに加えられた刑罰を見ました。本当に、なぜ私は故意に死を求めようとしているのでしょうか。」と言い、(P.BM10052 8, 19-20)、別の容疑者は「私はそれらの墓を知りません。西岸において、王墓へ行ったのは私の部下たちです。私の部下たちの故に彼らに私を殺させて下さい。それが私の『盗み』です。」(P.BM10052 11, 11-12) と言っているからである。

第一グループからは、王家の谷のみならず、西テーベ全域の王墓と私人墓が中央政府によって管理されていたこと、事件は特別に組織された調査団によって調査されたこと、墓泥棒たちは通常の裁判を受けずに中央政府の高官たちによって直接尋問されたこと、有罪が確定した犯人たちはアメン神官長に引き渡されたこと、最終的な調査報告が王になされた後王個人が刑罰を決定したこと、墓泥棒たちは十中八九処刑されたことが明らかである。

次にピート氏の第三グループ (P.BM10053, P.BM 10068, P.Turin 2106+2107) において、墓泥棒たちが逮捕され、尋問の結果有罪が確定され、投獄され、中央政府の高官たちと墓地職員たちとの協力によって窃盗品が回収されたことが記録されている。ある日宰相とアメン神官長に告発がなされ、西テーベ市長と書記によって調査が開始され、三人の墓泥棒たちが尋問される。ラムセス九世治世一七年冬一月八日宰相とアメン神官長は彼らが盗んだ銅をどのように処分したかを知るために尋問する。銅は西テーベ市長たちによって回収される。一三日にある高官が墓地労働者たちに八人の墓泥棒たちのリストを読み上げる。一四—一五日に墓泥棒たちがまだ保有していた金・銀・銅が回収さ

れ、宰相とアメン神官の管理下に置かれる。窃盗品の回収を任された役人たちは翌月も忙しく活動している。冬第二月一〇日と一七日に墓泥棒たちがまだマアト神殿の穀倉に拘留されているという記録がある。二一日に墓泥棒たちが窃盗品を分け与えた人々から回収された金と銀が、先月一四—一五日に回収された金・銀・銅と一緒に、マアト神殿からメディネト・ハブ神殿の倉庫に移される。さらに未回収の容器のリストが作成される。同日墓泥棒たちは西テーベ市長たちに引き渡される。これは彼らの尋問を部下に委任したということだろう。冬第二月二四日と第三月一四日に尋問が続けられ、窃盗品が少しずつ回収される。二一日宰相は墓地労働者たち全員と一緒に王妃の谷を訪れ、イシ王妃の墓が八人の墓泥棒たちによって完全に破壊されているのを発見する。

第三グループからは、墓泥棒たちが、有罪確定後すぐに処刑されたのではなく、窃盗品の回収が完了してから、処刑されたことが明らかである。窃盗品の回収には数カ月あるいはもっと長い期間を要し、この間に逃亡した墓泥棒もいたことはすでに見たとおりである。第二〇王朝ラムセス九世の時代は、王権が非常に弱まり、上エジプトでの支配

権がテーベのアメン神官長に移行する寸前だったにもかかわらず、王は墓泥棒たちの刑罰の決定権をしつかりと握っていたことが分かる。従って王権の強力な中王国においても王権が弱体化した第一中間期においても墓地管理は有効に行われ、墓泥棒たちは厳しく処罰されたことは十分考えられる。彼らがアメン神殿で処刑されたかどうかは不明であるが、墓泥棒たちは「泥棒たち、すなわち大いなる敵たち (t3w, hryw 3w)」(PBM 10068 Ft.1.10)、「泥棒である大いなる敵たち (n3 hryw 3yt n t3w)」(PBM 10052 1.2)と呼ばれており、抹殺すべき存在という意味合いが強く込められているので、アメン神の祭礼で公開処刑された可能性はありうる。

次に墓地管理に関わりがあるかもしれない最古の史料として古王国に発布された勅令を見てみよう。第六王朝のペピ二世がコプトスにある王の崇拜のための財団「ミンはネフェルカラーを繁栄させる」を保護するために発布した勅令(コプトス勅令D)¹⁷の第一項には、次のように書かれている。「この勅令の言葉通りに行わないいかなる上エジプト長官、いかなる高官、いかなる使者、いかなる書記についても、彼は『ホルスの広間』に連行され、財産を没収

される。余は(ペピ二世のピラミッド都市)メンアンクにおいて、あるいはその土地台帳に属するいかなる町においても、彼が神官であることを永遠に許さない」。ここで言われている「その土地台帳に属するいかなる町 (nwt)」について、ロートン氏は彼の論文の注四三でメンフィス地域の王の墓地と行政上結び付けられた地方の墓地であるように思われると述べているが、むしろ地方に点在して王の彫像に供物を供給するための地所であると見るべきである。なぜならそのような地所はnwtと呼ばれていたからである。この勅令からは、違反者は神官としての官位を剥奪されたことが分かる。第八王朝最後の王デメジイプタウイが上エジプト長官イデイの葬祭財団を保護するために発布した勅令(コプトス勅令R)¹⁹の第四項には、次のように書かれている。「土地台帳に登録され、あるいは上エジプトの諸神殿にある汝の彫像のために捧げられた、・・・(略)・・汝の葬祭財団の財産に損害を与えたり減らしたりするこの国全体のいかなる人々についても、まことに余は彼らが墓地のアクたちの中にいることを命じない。余は彼らが王とオシリス神と彼らの町の神々の告発の下で縛られることを命じる」。同じ勅令の第三項には、「いかなる神

殿や至聖所にある汝の彫像に対して悪しきことをなし、有害なことをなすこの国全体のいかなる人々についても、(略)余は彼らあるいは彼らの父祖の財産が彼らの所有下にあること、彼らが墓地のアクに加わることを許さないと書かれており、犯罪者が財産を没収され、葬儀と埋葬を拒否され、奴隷の地位に落とされたことが分かる。つまり第三項ではこの世において受ける処罰について警告され、第四項では来世の神の法廷での裁きについて警告されている。第八王朝は王権が著しく低下した時代であるけれども、葬祭領と同様墓地の管理も中央政府によって行われ、犯罪者たちが厳しく処罰された可能性を示している。もしそうならば、私人墓への侵入は共同体内の一犯罪ではなく、国に対する犯罪とみなされたということが、十分考えられる。しかし、コプトス勅令 D・R は墓地管理に関する直接の証拠ではない。第一三王朝の王ネフェルホテプによって奪われたアビドスの聖地の境界碑²⁰には、次のように書かれている。「これらの境界碑の内にいるのを発見されるいかなる者についても、職工であろうと神官であろうと、彼は(奴隷の)焼き印を押されるだろう。この聖地 (st pstr) 内に自分のため

に墓を作らせるいかなる高官についても、彼は報告され、今日と同様に(?) 墓地 (smyt) に係わる者を監督する法律が彼に適用されるだろう」。ここには墓地管理に関する法律の存在が明らかに示されている。この境界碑はネフェルホテプ以前の王によって建てられたもので、その法律は中王国あるいは第一中間期から存続していたと考えられる。

もう一つ宗教とは無関係に私人の葬祭領に関する法律が存在したことを示す史料が存在する。それは中王国第二二王朝センウセレト一世時代のアシユートの州長官にしてウブワウト神殿の神官長であるジェファイハビの契約書であり、その第九・第一〇の条項で「砂漠の長官 (my-r smyt)」「墓地の長官 (my-r hr-tur)」「砂漠の行政官 (Sw n smyt)」「墓地労働者たち (ipyw-dw)」という官職名が見られる。S・J・ザイドゥルマイヤー氏は最後の三つの官職称号は墓地の警備を任された人々だっただろうと述べている。そこで、この契約書の内容を A・テオドリデス氏の仏語訳²²を参考に考察したい。ジェファイハビは自己の彫像に対して崇拜儀式が行われ続けるように、ウブワウト神殿やアヌビス神殿の職員たちなど十の契約を結び、契約書の抜粋を

自己の墓壁に転記させた。コプトス勅令Rが王からの絶対命令であるのに対し、彼の契約書は私的な相互契約である。

第一の契約では、ウプワウト神殿のウヌウト（月交替で神殿を運営・管理する役員）たちと、閏の五日の初日にアヌビス神殿内にある彼の彫像にウアブ（神官）一人一人が白パンを捧げるよう、契約された。ジェファイハビはその代わりにその日アヌビス神殿に行幸してきたウプワウト神に捧げられる牛肉の一部で、本来彼の下に届けられるべき一片の牛肉を彼らに与えることを約束し、ウヌウトたちはそれを彼の「カーの僕（*hm-k3*）」の監督下で彼の彫像に捧げることに同意した。

第二の契約では、ウプワウト神殿のウヌウトたちと、氾濫季第一月一日（すなわち元日）に彼の「カーの僕」の監督下でウアブ一人一人が彼の彫像に白パンを捧げるよう、契約された。さらに、この日神殿に明かりが灯され、死者たちをアクにするための儀式が行われ、彼の彫像に対して彼の「カーの僕」の監督下でその儀式が行われるよう、契約された。彼はその代わりに彼の葬祭財団のすべての耕地から初穂として納められた一升の大麥を彼らに与えるこ

とを約束した。さらにこの契約が後任の州長官によって無効にされることも、この大麥が彼らから奪われることもないことを約束し、ウヌウトたちもそれに同意した。

第三の契約では、ウプワウト神殿の評議会（*knbt*）と、彼らが氾濫季第一月十八日（すなわちウアグ祭の日）に彼らにパンとビールを捧げるよう、契約された。さらに評議会の各メンバーが彼に捧げるべきパンとビールの量が明記される。彼はその代わりに神殿の歳入のうち二二日分（三六〇分の二二）を彼らに与えることを約束し、それが彼にパンとビールを捧げる後任の評議会の各メンバーに対しても同様であることを約束し、評議会もそれに同意した。

第四の契約では、ウプワウト神殿のウヌウトたちと、ウアグ祭の日に彼の「カーの僕」の監督下でウアブ一人一人が彼の彫像に白パンを捧げるよう、さらに彼の彫像に対しても彼の「カーの僕」の監督下でアクにするための儀式が行われるよう、契約された。彼はその代わりに神殿で燔祭にされる雄牛とヤギのための木炭を彼らに与えることを約束した。さらに彼は彼らに第三の契約で定めたのと同量のパンとビールを与え、たとえ後任の州長官によって木炭を要求されても、評議会が彼に捧げるべきパンとビールの量

が減らされることはないことを約束し、評議会もそれに同意した。

第五の契約では、ウプワウト神殿の着衣神官と、彼のために捧げられる灯心三本の代わりに彼が着衣神官に神殿の歳入のうち三日分を与えること、それは彼に灯心を捧げる後任の着衣神官に対しても同様であることを約束した。彼はまた着衣神官が、閏の五日の最後の日（すなわち大晦日）の夜に神殿で明かりが灯された後、元日の夜明けに彼に白パンが捧げられた後、ウアグ祭の日に彼に白パンが捧げられた後、彼の「カーの僕」のもとに灯心を一本ずつ届け、彼の「カーの僕」が彼をアクにする儀式でそれを使用できるように契約し、着衣神官もそれに同意した。

第六の契約では、ウプワウト神殿の神官長と、神像が厨子から出される日に祭壇の上に燔祭として供えられた牛肉とビールが彼の「カーの僕」の監督下で彼の彫像に捧げられ、その代わりに彼は神官長に神殿の歳入のうち二日分を与えるよう、契約された。そして彼は評議会の前でそれに同意した。

第七の契約では、アヌビス神殿の大ウアブ（神官）と、閏の五日の最後の日の夜に、元日の日に、ウアグ祭の前夜

に、彼の「カーの僕」のもとに計三本の灯心が届けられるよう、契約された。彼はその代わりに彼の父から相続した耕地の一部を与えることを約束し、アヌビス神殿の大ウアブ（神官）もそれに同意した。

第八の契約では、アヌビス神殿のウヌウトたちと、ウアグ祭の前夜に彼の彫像に白パンを捧げ、彼の彫像をアクにする儀式のために彼の「カーの僕」に付き従って彼の墓の下階段まで進むように、さらに月当番のウアブが神殿での勤行を終えた後毎日、階段にある彼の彫像にパンとビールを捧げるよう、契約された。彼はその代わりに州長官の地所のすべての耕地から納められた大麦の初穂を彼らに与えることを約束した。さらに後任の州長官によつてこの契約が無効にされ、ウヌウトたちから初穂が取り上げられることはないことを約束し、ウヌウトたちもそれに同意した。

第九の契約では、「墓地の長官」「砂漠の行政官」「墓地労働者たち」と、閏の五日の最後の日の夜に、アヌビス神殿の大ウアブが彼に届ける二本の灯心を受け取るためにアヌビス神殿に行き、彼の彫像をアクにする儀式のためにそのうちの一本を彼の「カーの僕」に届けるよう、契約され

た。彼はその代わりに彼の父から相続した耕地の一部を彼らに与えることを約束した。また彼は彼らに墓地のどの礼拝施設で屠殺された牛のもも肉も与えることを約束した。そして彼らが元日に彼の彫像に捧げなければならぬパン・ビール・白パンの量が明記される。さらに彼らに与えられた耕地は彼の彫像にパンとビールを捧げる後任の「墓地の長官」「砂漠の行政官」「墓地労働者たち」のものでもあることが約束され、彼らもそれに同意した。なお灯心の本数については書き間違いがあるのかもしれない。

第十の契約では、「砂漠の長官」と、ウアグ祭の前夜に彼の「カーの僕」の監督下で彼の彫像にパン・ビール・白パンを届けるよう、契約された。彼はその代わりに彼の父から相続した耕地の一部および墓地のどの礼拝施設で屠殺された牛の肩肉も彼に与えることを約束した。そして耕地は彼の彫像にパンとビールを捧げる後任の「砂漠の長官」のものでもあることが約束され、「砂漠の長官」もそれに同意した。

以上がジェファイハビの契約書の要旨であるが、契約当事者に神殿職員とともに「墓地の長官」「砂漠の行政官」「墓地労働者たち」および「砂漠の長官」が含まれるのは、

彼らもまた神殿職員だったということだろうか。それとも彼らは神殿外の行政に所属したのだろうか。古王国後半および中王国には州長官は宰相の監督下にあつて、州行政と州内の地方神殿の行政を一手に握っていたので、判断は容易ではない。特に「砂漠の行政官」と「砂漠の長官」は墓地管理とどのような関わりがあるのだろうか。

契約書内にしばしば登場する「カーの僕」については、ヘカナクテ書簡からある程度知見を得ることができる。ゲデーツケ氏の解釈によると、ヘカナクテは第一王朝メンチュヘテブ二世の宰相イピの「カーの僕」で、イピの葬祭財団の管理を任されていた。彼と彼の妻は第一王朝アメンエムハト一世の治世に生き、メンフィスかあるいは第一王朝の新しい都イチ・タウイに住む大地主だった。彼らは頻繁に地所を訪問することはせずに、書簡の往復によつて彼らの地所と労働者たちを監督しようとしていた。しかし彼の書簡には「カーの僕」以外のいかなる官職名も記されていないので、彼らは王宮とも中央行政とも関わりなく暮らしていたと思われる。また租税の支払いに関する言及もないので、彼らが誰の監督下にあつたのかも不明である。ただし、州長官は租税の徴集や労働力の徴募にも権限

を持つていたので、葬祭財団が地方にある限り、葬祭財団の管理を任されていた「カーの僕」もまた州長官の監督下にあった可能性は十分にある。ヘカナクテ書簡は本稿での考察にあまり役立たないので、次章では今までに考察してきた史料の中から、墓地管理に関わりがあるかもしれない官職について考察したい。

第三章 墓地管理

ラムセス時代の墓泥棒の裁判記録には、墓地管理に関する官職名としてメジャイ (Mḏjy) とアチュー (3tꜣw) と呼ばれる行政官が現れる。²⁴

メジャイは本来下ヌビアの東部砂漠に住む遊牧民を指した。彼らは中王国以降傭兵として雇われ、エジプトに多数定住した。しかしメジャイは新王国までにヌビアとは何の関係もない「警察」あるいは「砂漠警備隊」という職業を表す用語になった。彼らはエジプト全土、特に砂漠や辺境地を警備した。彼らはまたその職務の延長として荒らされた王墓を調査し、調査結果を宰相に報告した。しかしまたデル・エル・メディーナの労働者たちに書簡や食料を届け

たりもした。彼らの隊長 (hry Mḏjy) はより行政的な職務も遂行し、宰相の書記たちとともに宰相のメッセージを伝えたり、他の行政官たちとともに重要な訴訟事件の裁判に出席し、荒らされた王墓を調査し、墓泥棒たちを尋問し、刑罰を執行したりした。従って、メジャイは宰相の指揮下にあったと思われるが、どの行政部門に属するのかは不明である。

アチューもまた荒らされた墓を調査したり、墓泥棒たちの逮捕と投獄に関わっている。彼らはメジャイの隊長たちとともに活動することがあるが、彼ら自身はメジャイの隊長であることはなく、司法にのみ関わる行政官ではない。彼らがどの行政部門に属するのは不明である。彼らはデル・エル・メディーナの住人ではなかったので、村の外にも彼らの管轄が広がっていた可能性はあるが、その範囲がどれくらいのものであったかは不明である。ジェファイハビの契約書には「砂漠の行政官 (3tꜣw n smyt)」という官職名が現れるけれども、テオドリテス氏が「墓地視察官 (l'inspecteur de la Necropole)」と訳していることから、ラムセス時代の墓泥棒の裁判記録に現れるアチューと同じ官職であるかもしれない。中王国の史料で、ジェファイハビ

の契約書以外に「砂漠の行政官」は現れない。しかし「諸都市のアチュー」や「某州のアチュー」という官職名は第六王朝から知られているので、アチューは特定の行政区の管理を任されていた地方行政官だったと思われる。

「墓地労働者たち」についても、中王国ではジェファイハピの契約書以外に現れず、古王国にはまったく例がないので、どのような職務を負っていたのかは不明である。しかし、ペーター・カプロニー氏は、「墓地労働者たち」は墓地の警官であるかもしれない、と述べている。

「墓地の長官」については、ウイリアム・ウォード氏もテオドリデス氏も *imy-r hrtw-ntr* と音訳して、「石工たちの長官」と訳しているが、ヘンリー・フィッシャー氏が *imy-r hrtw-ntr* と音訳して、翻訳を「墓地の長官」に訂正して以来、³⁰後者の音訳と翻訳が通用している。フィッシャー氏の訂正はジェファイハピの契約書の例に基づき、他の例は挙げられていない。「石工 (*hrtw-ntr*)」の例は古王国・中王国ともに多数知られているが、「墓地の長官」の例はジェファイハピの契約書の例以外知られていない。従って彼らの職務内容もまた不明である。

「砂漠の長官」については古王国から中王国にかけて例

が知られている。ヘルク氏はそれが砂漠地帯の防衛に責任があったと述べているので、彼の推論が正しければ、「砂漠の長官」は「メジャイの隊長 (*hry Mdjy*)」の前身に相当するのかもしれない。テオドリデス氏は「墓地の長官 (*Le Directeur de la nécropolis*)」と訳す。³²中王国ではジェファイハピの契約書以外に三例が知られている。第一にファイユームの北の端デイマイから出土した木製の枕 (*Brooklyn 14.651*) で、前面に「放牧地の長官、砂漠の長官、ナクト (*imy-r snw, imy-r smyt, Nht*)」の銘文がある。³³年代は第一二王朝とされている。第二にスカラベ型印章 (*BM41565*) がある。第三にベニ・ハサン第三号墓、すなわち東部砂漠の長官、クヌムホテプ三世の墓の供養室南壁最下段の屠殺場面に「砂漠の長官」の官職名を持つ人物が描かれている。クヌムホテプ三世と「砂漠の長官」が上司と部下の関係にあったのか、それとも友人同士だったので墓壁画に登場しているのかは、不明である。これら三例からは残念ながら「砂漠の長官」に関する情報はほとんど得られない。

では、ここで視点を変えて、古代エジプトの警察に関係する官職称号を考察してみたい。「エジプト学事典」の

「警察」の項目によれば、従来警察に關係する官職称号には次のようなものが知られている。新王国以降はメジヤイが町や村だけではなく、砂漠も墓地も神殿も警備したが、それ以前はたった一つの階層的な警察組織が存在した訳ではない。ヌウウ (nww) は獵犬とともに砂漠の動物を狩り、鉱山や採石場を踏査し、採石隊を警護した。さらにベドウインの侵入に対してナイル河谷を守り、遊牧民たちの移動を監視し、西部砂漠への逃亡者を連れ戻した。メニウ・チエテムウ (mīw tzmw) はヌウウとよく似ているが、その活動範囲はヌビアの採石場と砂漠に限られており、中央政府の行政官に分類される。ペヒエルト (pht) は国境パトロール隊である。ウレシ (wrsy) は国境近くの物見櫓の見張りである。イミニル・シエネチュ (imyr snl) は第一中間期以来登場し、町で法律を遵守させるために働いた。例えば泥棒の逮捕と裁判、犯人の尋問、捜査の指揮、訴訟の予審を行った。³⁷ この官職称号は一般に「訴訟の長官」あるいは「警察長官」と訳される。第一王朝の供養碑 (Boston 25.680) の持ち主は、複数の町のアチューであると同時にイミエル・シエネチュであり、水上及び地上の全警備隊の長官 (imyr snw nb hr mw hr (3))、あらゆるヌウ

ウたちの長官 (imyr nww nb) でもあった。³⁸ snw の限定詞は OI「家」ではなく AI「座っている男性」であるので、建造物ではない。ウォード氏もフィツシャー氏も snw に「警察」の訳をあてているが、第一一〇二六王朝まで知られているイミエル・シエナウ (imyr snw) の一〇の例によると、それは特に河川や海上で検問をする役人を指し、ヌビア総督や市長などがこの官職に就いた。⁴⁰ この供養碑の持ち主は宰相職を持っていないが、警察と警備に関する長官職を一手に握っているので、相当な実力者だったにちがいない。フォークナー氏は当時警察と警備の職務は明確な区別がなく、警察の任務遂行は軍隊によって保証されていたのかもしれないと述べている。⁴¹ このように警察に関する官職称号の中で墓地管理を担当したものがどれであるかは不明であるが、イミエル・シエネチュが墓泥棒の取り締まりに関与した可能性は十分に考えられる。またイミエル・シエネチュと古王国第六王朝からその存在が知られている「評議会」(knh) との関係はどうなっているのだろうか。⁴² 『エジプト学事典』の「神殿職員Ⅱ」の項目によれば、イミエル・シエネチュも神殿の評議会のメンバーだったと述べられている。そして注六及び注七で神殿にも王の葬祭神

殿にもそれらの職員には都市の行政官も属し、その中にはイミエル・シエネチュも含まれており、司法あるいは警察の役割を果たしていたと述べられている。中王国センウセレット二世のピラミッド都市カフーンから出土した神殿行政文書カフーン・パピルスからは、メジャイは神殿職員の人権を握る神殿長 (imy-hwt-ntr) の支配下にあったことが知られている。いずれにしても『エジプト学事典』の「警察」の項目には、ジェファイハピの契約書に登場する三つの称号、すなわち「墓地労働者たち」「墓地の長官」「砂漠の長官」のいずれも登場しない。そうすると、新王国以前は墓地管理は警察の任務ではなかったということなのだろうか。

恐らく墓地管理と墓泥棒の取り締まりに関わる人々は都市行政と神殿行政の両方に属する行政官だったのである。当時州長官は州を代表する神殿の神官長でもあったことは先に述べたとおりである。またカフーンの神殿長も市長 (h3ty) を兼任していた。墓泥棒を取り締まる人々は恐らくメジャイとイミエル・シエネチュである。「砂漠の長官」がメジャイの前身ならば、墓地管理に関わりがあると言われるのも納得が行く。一方、墓地管理は神官を除く神殿職

員たちに任されていたのだろう。「墓地労働者たち」は神殿職員に属していたと思われる。「墓地の長官」については、まず翻訳が正しいのかさえ不確かなので、何とも言えない。つまりこうである。宰相の下に州長官がいて、州長官の下に都市の行政官たちと地方神殿の神官たちと神殿行政に携わる神殿職員たちがいて、神殿職員の中でも高位の人々は都市の行政官で、評議会を構成していた。そのような人々の中には、メジャイの隊長、イミエル・シエネチュ、アチュエなどが含まれており、墓地管理も司っていた。彼らの監督下で実際に墓地を管理していたのは墓地の書記や墓地労働者であろう。ただし新王国には州長官は神官長職を兼任していなかったので、ラムセス時代の墓泥棒の裁判記録には州長官は登場しないのである。

結 論

今までの考察から得られた知識によると、墓地管理はそれに関する法律に基づいてその墓地に埋葬される人々が所属していた都市の行政官たちによって行われ、もし墓泥棒の犯罪が発覚すれば、砂漠や墓地の警備を任された人々と

都市の行政官たちが協力して犯人を捜査し、評議会によって裁判が行われ、宰相に報告され、最終判決が王によって下され、都市の守護神の神殿で神々の敵として、また反逆者として処刑が行われたのではないかと思われる。

しかし、最後にどのような人々が墓を荒らしたのかという点から考えてみたい。もし、墓荒らしが文字を読めない貧しい人々だったら、彼らは呪いの定式文はおろか墓碑銘全体を読めなかった。彼らは単に生活苦から埋葬品を盗んだり、時には墓に眠る彼らのかつての主人に恨みを抱いて、墓を傷つけたかもしれない。しかし彼らですら墓の意義を知っていたはずである。もし墓荒らしが墓地を管理する役人だったら、彼らは呪いの定式文を読めたけれども、故人にも故人の知識にも敬意を払わない人々で、自分の埋葬準備の負担を軽くするために供養碑や彫像や時には墓そのものを横領しただろう。社会の混乱期には前者が多く、社会が安定した繁栄を保っているときは後者が多かっただろう。私たちは墓地といえば人気のない荒れ果てた場所を思い浮かべるが、古代エジプトでは墓地を管理する役人や墓を造営する労働者、向学心のある書記たちなどが時々行き来する場所だった。墓地は生者たちの町と同様重要視され

た。なぜなら古代エジプト人はこの世における生とあの世における生を区別せずに一続きのものと考えたからである。古代エジプト人は死後の再生復活を信じて、念入りな埋葬準備をした。また墓は故人の知識の集大成であり、故人の著作であった。しかし、もし埋葬後すぐに、あるいは「カーの僕」がいなくなつてすぐに、墓が荒らされるのが常であつたなら、彼らの埋葬準備も信仰も無意味である。これはすなわちマアトの崩壊を意味する。したがって、墓地管理に関わる行政上の詳細は依然不明であるけれども、マアト維持のために墓地の恒久的な管理と墓荒らしに対する厳しい処罰が行われていたはずである。それにもかかわらず、古代エジプトでは墓泥棒が後を断たなかったのは、理想と現実が異なるからである。

ちなみに、二〇〇二年版犯罪白書によれば、日本の刑法犯検挙率はたつたの二三パーセント、フランス、イギリス、アメリカもまた三〇パーセント以下である。その理由として不況による窃盗犯の件数増などが検挙率低下につながっており、日本の警察は増加する犯罪に捜査が対応できないので、自治体や民間団体の役割が重要である、と述べられている。このような現状を考えれば、数字で比較すること

はできないが、古代エジプトにおける墓泥棒の取り締まりの状況はそんなにひどいものではなかったかも知れない。ただし、ラムセス一世時代のアメン神官長ビアンキは元ヌビア総督パネシとの戦闘資金を得るためにテーヘの墓地略奪を行ったと考えられており、ラムセス朝以降の墓地管理は相当ひどかったに違いない。¹⁵⁾

注

- (1) K.Seihe ed., *Urkunden des Alten Reichs*, Leipzig, 1933, pp.70-71.
- (2) 第二章参照。
- (3) Scott Morschauser, *Threat-Formulae in Ancient Egypt*, Baltimore, 1991.
- (4) Katarina Nordh, *Aspects of Ancient Egyptian Curses and Blessings*, Uppsala, 1996.
- (5) Jan Assmann, *The Mind of Egypt; History and Meaning in the Time of Pharaohs*, New York, 2002, pp.66-70.
- (6) Harco Willems, "Crime, Cult and Capital Punishment (Mortality Inscription 8)", *JEA*76, 1990, pp.27-54.
- (7) エレフマンティネ遺文カイブ神祕にサレンブウアー 卅四号 卍 遺文に於ける口述 no.9。L.Habachi, *The Sanctuary of Hegaiib. Elephantine 4*, Mainz, 1985, pp.36-37.

- (8) CGCI651. L.Borchardt, *Denkmäler aus dem Alten Reich*, vol.2, Kairo, 1964, p.111.
- (9) アンシロー 第三号墓の扉の彫柱の碑文。E.Elmar, *Die Inschriften der Grabfronten der Siut-Gäber in Mitelägypten aus der Herakleopolitenzeit*, Opladen, 1984, fig.5 and pp.25-37.
- (10) エルゴボのタラコフイネ。Z.Zaba, *The Rock Inscriptions of Lower Nubia*, Prague, 1974, no.57 and no.24.
- (11) 第一三三号の王ネフホネネフの標令。W.Helck, *Historisch-Biographische Inschriften der Zweiten Zwischenzeit und neue Texte der 18. Dynastie*, Wiesbaden, 1983, pp.18-19.
- (12) George Posener, "Les Empreintes Magiques de Gizeh et les Morts Dangereux", *MDAIK*16, 1958, pp.252-270.
- (13) Jean Yoyote, "Héra d'Héliopolis et le sacrifice humain", *Annuaire d'EPHE*89, 1980/1981, pp.29-102.
- (14) David Lorton, "The Treatment of Criminals in Ancient Egypt through the New Kingdom", *JESHO*20, 1977, pp.61-62.
- (15) A.G.McDowell, *Jurisdiction in the Workmen's Community of Dair el-Medina*, Leiden, 1990, pp.189-200.
- (16) T.E.Peet, *The Great Tomb-Robberies of the Twentieth Egyptian Dynasty*, Oxford, 1930.
- (17) Hans Goedicke, *Königliche Dokumente aus dem Alten Reich*, Wiesbaden, 1967, pp.137-147.
- (18) D.Lorton, *JESHO*20, p.10.

常用語

Annuaire d'EPHE = Annuaire d'école pratique des hautes études, V^e
section: Sciences religieuses, Paris

JEA = Journal of Egyptian Archaeology, London

JESHO = Journal of the Economic and Social History of the Orient,
Leiden

MDAIK = Mitteilungen des Deutschen Instituts für Ägyptische

Altertumskunde in Kairo, Berlin, Wiesbaden